

# 引っ越しの際の届け出は お済みですか？

3月25日(月)～3月29日(金)と4月1日(月)は、  
住民票の異動のみ夜7時まで届出できます。

表中の※にある書類をお持ちください。ご不明な点は電話で確認の上、お越しください。  
本誌全市版31ページもご覧ください。 詳細 豊平区役所 ☎822-2400(代表)

手続き内容		転出（豊平区→市外）	札幌市内・豊平区内での転居
住所など		詳細 戸籍住民課（区役所1階）	
住所の変更 (住民票の異動)		<b>転出届</b> →転出前または転出した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類（免許証・保険証など） 転出先の住所が必要です。 (最低でも市区町村名まで)	<b>転入・転居届</b> →新住所地の区役所で転居した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類（免許証・保険証など） 正確な住所（○番○号か○番地まで）を確認して届けてください。市内の他区へ異動する場合は、前住所地の区役所へ行く必要はありません。
印鑑登録		印鑑登録証の返還→登録は転出届により自動的に廃止になります。	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。
転校 (小中学校)		在学証明書・教科書給与証明書を転出前の学校で発行してもらってください。	入校票をお渡しますので在学証明書（前の学校で発行）と併せて転校先に提出してください。
国民健康保険・国民年金など		詳細 保険年金課（区役所1階）	
国民健康保険		脱退手続き、国民健康保険証の返還→転出前に（転出先で14日以内に加入手続き）。 ※国民健康保険証・納付通知書	<b>住所変更手続き</b> →新住所地の区役所で転居した日から14日以内。国民健康保険証の差し替え ※国民健康保険証
介護保険		介護保険証の返還（要支援・要介護に認定されている方には、介護保険受給資格証明書を発行します）※介護保険証	<b>住所変更手続き</b> →新住所地の区役所で転居した日から14日以内。介護保険証の差し替え ※介護保険証
後期高齢者医療		<b>道内へ転出・市(区)内転居</b> ：転入・転居届により新しい被保険者証が1週間程度で送付されます。 →同封の返信用封筒で古い被保険者証を返送 <b>道外へ転出</b> ：被保険者証を返還し、負担区分等証明書の交付を受けてください。※被保険者証 転出先の市町村で新たに被保険者証が交付されます。	
国民年金	加入者	第1号被保険者と任意加入の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。 ※国外に転出される方・国外より転入された方は、区役所年金係にお問い合わせください。	第1号被保険者と任意加入の方は、転入・転居届により自動的に住所が変更されます。
	受給者	住所・支払機関変更届（はがき）を異動先の年金事務所に郵送してください。詳しくは札幌東年金事務所（白石区菊水1条3丁目 ☎831-0735）か、区役所年金係にお問い合わせください。	
各種手当・福祉サービスなど		詳細 保健福祉課（区役所3階）	
児童手当		消滅手続き（転出先で15日以内に新たに申請）	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。
児童扶養手当 特別児童扶養手当		転出先で住所変更手続き	<b>住所変更手続き</b> →新住所地の区役所で。 ※手当証書など
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当		転出先で住所変更手続き	<b>住所変更手続き</b> →新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券・自動車燃料助成券の返還 転出先で住所変更手続き	<b>住所変更手続き</b> →新住所地の区役所で。 ※手帳（精神障害者保健福祉手帳の場合は印鑑が必要です）
敬老手帳 (65歳以上の方)		敬老手帳の返還	ご自分で住所を書き換えてください。新たな手帳が必要な場合はお取り換えします。
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)		市外に転出された方は、敬老優待乗車証のご利用はできません。 有効期限内の未使用的乗車証は返還できますので、区役所保健福祉課にお問い合わせください。	敬老優待乗車証はそのままご使用ください。
医療費助成（子ども・重度心身障がい・ひとり親家庭）		受給者証の返還	<b>住所変更手続き</b> →新住所地の区役所で。 ※受給者証、健康保険証
市税	詳細	<b>軽自動車税</b> ：中央市税事務所（中央区北2条東4丁目 ☎211-3076） <b>固定資産税</b> ：南部市税事務所（平岸5条8丁目 土地担当☎824-3917 家屋担当☎824-3918）	
軽自動車税	原動機付自転車 (125cc以下)	廃車手続き ※印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、届出人の本人確認書類（免許証・保険証など）	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。
	小型特殊自動車 軽自動車（四輪） 軽二輪（125cc超250cc以下）	転出先の軽自動車協会で手続き	札幌地区軽自動車協会で手続き (北区新川5条20丁目 ☎768-3955)
	自動二輪 (250cc超)	転出先の運輸支局で手続き	札幌運輸支局で手続き (東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001)
固定資産税		土地・家屋の所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください。 なお、札幌市内に土地・家屋をお持ちの方が市内で転居する場合は、連絡は不要です。	

\*水道・下水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター（☎211-7770）までお問い合わせください。

